

獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会と称する。

第 2 条 本会の事務局は、埼玉県さいたま市南区別所 2 丁目 31 番 1 号聖光会本部に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 本会は、獨協医科大学同窓会活動として獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会による OB 及び OG 会員の相互親睦とアイスホッケー部現役部員の支援並びにアイスホッケー競技の普及を目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦と交流を目的とした親睦会等の開催。
2. 獨協医科大学アイスホッケー部現役部員への支援と交流。
3. 会員メーリングリスト運用及びホームページ等による情報共有。
4. その他、本会の目的の達成に必要な活動。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員構成は、正会員及び名誉会員、賛助会員とする。

1. 正会員は、獨協医科大学アイスホッケー部に籍を置いた者とする。
2. 正会員は、入会に際して会費の口座振替手続きをはじめとする所定の入会手続きを経て会長の承認を得なければならない。
3. 名誉会員は、本会とアイスホッケー部に対する功績が顕著であって、理事会の推薦により本会総会を以って承認された者とする。
4. 獨協医科大学アイスホッケー部部長及びコーチ経験者は、本人の同意を以って名誉会員とする。
5. 名誉会員は、本会の会費負担の義務を免除し議決権を持たないものとする。
6. 賛助会員は、獨協医科大学アイスホッケー部に籍を有したことの無い者で、本会の目的に賛同する個人又は団体とし、会費納入をはじめとする所定の手続きを経て理事会の推薦により本会総会を以って承認された者とする。

第6条 本会会員は次の場合にその資格を失う。

1. 本会の退会を希望し退会届を事務局に届け出て会長の承認を得たとき。
2. 会員の死亡又は、本会の解散。
3. 本会の名誉及び品位を著しく傷つけ、また本会の目的と活動に相反する行為があったと理事会が判断したとき。
4. その他、本会会員として相応しくないと判断されたとき。

第4章 役員

第7条 本会は次の役員をおく。

| | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 1名 |

第8条 本会の役員選出は次の通りとする。

1. 会長及び監事は、役員の内より互選により選出する。
2. 副会長は、会長推薦により理事会の承認を経て選出する。
3. 役員は、総会にて正会員より選出された者とする。
4. 役員の内より本会の事務局長を選任する。
5. 監事は、理事及び本会の事務局長を兼務することは認められない。

第9条 本会の役員任期は次の通りとする。

1. 会長及び副会長の任期は4年とし、再任を妨げない。
2. 理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 役員は次の職務を行うこととする。

1. 会長は、本会を代表しすべての会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事は、本会の運営全般に亘る常務を執行する。
4. 監事は、本会の運営及び会計の執行状況を監査する。
5. 事務局長は、本会の事務局業務等の管理をする。

第5章 会 議

第11条 本会は総会及び理事会を行う。

第12条 本会の総会及び理事会は、会長がこれを招集する。

1. 定時総会は、毎年1回会計年度終了後を以って5月又は6月に招集する。
2. 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたときに招集できることとする。
3. 定時総会、及び臨時総会は、正会員3分の2以上の出席（委任状を含む）又は、理事の2分の1の出席（委任状を含む）を以って開会することができる。
4. 会長は、正会員の3分の2以上から会議に提案すべき事項が示され総会の招集が請求されたときには、臨時総会を招集しなければならない。

第13条 次の事項は総会で報告し承認を受けなければならない。

1. 前年度の事業報告及び収支決算報告
2. 当該年度の事業計画及び収支決算計画
3. 会則の変更
4. その他、本会の目的及び活動に必要と思われる事項

第14条 本会の定時総会、臨時総会及び理事会の議長選任と議決は次の通りとする。

1. 本会の定時総会、臨時総会及び理事会の議長は会長が務めることとする。
2. 総会及び理事会の議事は、出席した正会員の2分の1を以って決し可否同数のときには、議長がこれを決裁する。
3. 理事会の細則は別に理事会にて決定する。

第15条 本会の総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

1. 議長は、議事録署名人を指名する。
2. 議長より指名された議事録署名人及び監事は議事録に署名・捺印をしなければならない。

第6章 会 計

第16条 本会の会計は会費及び寄付金、またその他の収入を以ってこれにあてることとする。

第17条 前条に規定する会費は次の通りと定める。

1. 正会員 年会費 10,000 円
2. 賛助会員 年一口 5,000 円以上
3. 名誉会員及び正会員の内、看護学部卒業生の会費は、これを免除する。

第 18 条 本会の年会費の納期及び納入方法は次の通りとする。

1. 年会費の納期は、毎年 3 月 31 日を以って期限とする。
2. 年会費の納入方法は次の方法とする。
 - (1) 本会の自動口座振替手続きを行い、口座振替にて支払いをする。
 - (2) 本会の所定金融機関口座（第 20 条の第 1 項）に振込みをする。
 - (3) 総会等の参加時に現金にて支払いをする。

第 19 条 寄付金及びその他の収入は、本会の会計を通じて処理するものとする。

1. 寄付金の寄付先は、本会及び獨協医科大学アイスホッケー部のみとする。
2. 寄付金は、一人一口 5,000 円以上とし一人につき年間 1,000,000 円未満とする。
3. 寄付は、本会の事務局を通じて所定の手続きの上にて行う。
4. 慶弔は、本会会計より支出するがその内容は別途、慶弔規程に準じて、これを支出する。

第 20 条 本会の会費等の会計及び出納業務はすべて次の指定金融機関口座を使用する。

1. 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通口座 5109846
口座名義人 獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会 代表西村直久

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日を以って始まり 3 月 31 日を以って終了するものとする。

第 7 章 補 則

第 22 条 本会の会則施行に必要な細則は別に定める。

この会則は、平成 9 年 8 月 1 日付を以って施行する。

この会則は、平成 12 年 5 月 1 日付けにて一部を改定する。（第 17 条の改定）

この会則は、平成 13 年 4 月 21 日付けにて一部を改定する。（第 5 条の改定）

この会則は、平成 17 年 3 月 19 日付けにて全面改定する。

この会則は、平成 18 年 2 月 18 日付けにて全面改定する。

この会則は、平成 19 年 2 月 17 日付けにて、一部改定をする。（第 18 条および第 21 条の改定）

この会則は、平成 26 年 3 月 15 日付けにて全面改定する。

この会則は、平成 29 年 3 月 18 日付けにて、一部改定（第 5 条、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条の改定）及び慶弔規定を全面改訂する。